

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年3月2日

香川県監査委員	三谷和夫
同	大西均
同	香川芳文
同	高城宗幸

- 1 監査対象部局 水道局
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県営水道事務所	平成30年1月29日
水道局	平成30年1月29日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、関係機関に指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 手当について

高速道路利用に係る通勤手当について、通行料金の還元額明細を確認しておらず、支給額が過大になっているものがあった。（県営水道事務所）

(3) 検討指示事項

該当事項なし